

◆号外◆

# 広報おおま

2021年(令和3年)

1月22日発行

(1月15日現在)



発行:大間町役場企画経営課

## 大間町経済対策 漁業者・畜産農家へ臨時給付金

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、大間町で第1次産業を担う漁業者及び畜産農家の各世帯に対し、次のとおり支援策を実施いたします。

### 漁業者支援対策臨時給付金

1. 給付対象者 令和2年11月1日現在、大間漁業協同組合または奥戸漁業協同組合に所属している正組合員及び准組合員
2. 給付金額 【正組合員】10万円 【准組合員】4万円
3. 申請期間 令和3年1月12日(火) から 令和3年1月29日(金) まで
4. 給付金支払期間 令和3年2月1日(月) から 令和3年2月5日(金) まで
5. 注意事項
  - \*この給付金は、各漁業協同組合より通知の届いた世帯が対象となるものです。
  - \*各漁業協同組合において申請手続き後、口座振込以外の窓口給付となる方は、忘れずに給付期間内にお受取りください。
  - \*申請期間内に申請を行わない場合、給付対象者であっても給付できませんので必ず手続きをお願いいたします。
6. 問い合わせ先 【大間漁業協同組合】0175-37-3117 【奥戸漁業協同組合】0175-37-2217  
【大間町役場産業振興課】0175-37-2537(直通)

### 畜産農家支援対策臨時給付金

1. 給付対象者 令和2年11月1日現在、畜産農業組合員で牛舎を有する者
2. 給付金額 一律 10万円
3. 申請期間 令和3年1月12日(火) から 随時受付
4. 給付金支払日 令和3年2月4日(木)
5. 注意事項
  - \*この給付金は、大間町役場産業振興課より通知の届いた方が対象となるものです。
  - \*申請期間内に申請を行わない場合、給付対象者であっても給付できませんので必ず手続きをお願いいたします。
6. 問い合わせ先 【大間町役場産業振興課】0175-37-2537(直通)

※期間厳守!

漁業者・畜産農家臨時給付金共に申請期間を過ぎてからの申請は一切受付できませんので必ず申請期間内に手続きをお願いいたします。

# 大間町経済対策

※漁業者・畜産農家臨時給付金の対象世帯以外の方へ **地域振興商品券の配布**

◆新型コロナウイルス感染拡大に伴う町内経済対策として、次のとおり地域振興商品券を配布いたします。

## 1. 商品券の内容

世帯員1人につき 10,000円（500円券×20枚綴）

※令和2年11月1日現在 町内に住所を有し、漁業者・畜産農家臨時給付金の対象世帯以外の方

※1世帯あたり上限額 40,000円

（内訳）共通商品券3,000円分（500円×6枚）  
…大型店舗を含む利用が可能

専用商品券7,000円分（500円×14枚）  
…町内各店舗のみ利用が可能



## 2. 配布期間

◆令和3年2月4日(木)から 世帯主宛に郵送(簡易書留)

※配達時に不在の場合は、配達日より10日間は郵便局、その後は役場産業振興課で保管します。

※長期不在等で受け取ることができない場合は、役場産業振興課にご連絡ください。なお、商品券の受け取りは原則本人または世帯員のみとなります。

## 3. 商品券の利用期限

◆令和3年2月4日(木)～令和3年3月31日(水)

## 4. 利用可能な店舗

◆取扱店登録証明書及びポスターが提示されている店舗 ※表示をご確認のうえ、ご利用ください。

## 5. その他

### 商品券の取扱い

- ◆商品券は物品の販売及び役務の提供等の取引において利用可能です。
- ◆商品券と現金の交換は禁止しています。
- ◆額面以下の利用に対して、現金でのお釣りはありません。
- ◆不足分については、現金の利用が可能です。
- ◆商品券の盗難、紛失についての対応はできませんので充分ご注意ください。

### 商品券の利用対象とならないもの

- ◆不動産や金融商品  
…土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預け入れ
- ◆出資や債務の支払い  
…振込代金、振込手数料、公共料金等
- ◆有価証券、商品券、ビール券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ◆現金との換金、商品券との交換及び売買
- ◆特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

※たばこは購入可能です。

### 町内事業者の皆さまへ

- ◆ 地域振興商品券の取扱店について、昨年実施の1回目及び2回目に登録済みの店舗は継続して利用可能とさせていただきますので、取消しを希望する場合のみ下記の問い合わせ先までご連絡くださるようお願いいたします。新規登録の場合は、大間町役場産業振興課及び大間町商工会の窓口で申込書を配布しております。また、大間町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

☎【URL】<https://www.town.ooma.lg.jp/>

【問い合わせ先】※土日祝祭日は除く。  
大間町産業振興課 ☎0175-37-2537(直通)  
大間町商工会 ☎0175-37-2233